

緊急物資輸送連絡会議

能登地震での課題指摘

神ト協 行政部局と情報交換

神奈川県トラック協会（吉田修一会長）は4月23日、緊急物資輸送に関する連絡会議（新村千成座長、神ト協災害対策小委員長）



を開催した。神ト協が主催し、関東運輸局、県警、県、県下政令市の防災担当部局の幹部らと緊急物資輸送について情報交換。神ト協側は能登半島地震の物資輸送や、県内の物資集積拠点の物流面での課題を指摘

「トラック側から見た課題も説明したい」と東海林副会長

し、改善へ協力を求めた。東海林副会長が「神ト協では災害対策室を設置して協力事業者を募り、緊急時の輸送体制を整備している。能登半島地震での輸送の経験を基に、トラック側から見た課題も説明したい」とあいさつ。

神ト協側は総務企画委員会と災害対策小委員会のメンバーらが出席。まず、緊

急物資輸送を要請する際の「出入庫連絡表」への記入の重要性を説明して協力を求めた。また、能登半島地震での緊急輸送での課題として、総務企画委の小瀬村尚志副委員長は積雪地での運行の難しさや、現地で受け取り担当者が不在だった例、被災地で帰り荷として廃棄物の回収を依頼されたものの、一般貨物運送事業

者であることから運べなかった例などを挙げた。更に、森川副委員長は、神奈川県が被災した場合について問題提起。自治体から指定されている物資集積拠点はトラックでの搬入が困難だったり、床耐荷重が不足していたりなど、物流面で多くの課題があることを指摘した上で、神ト協が2016年度に実施した物資拠点の調査結果を基に施設の在り方を改めて検討するよう申し入れた。

一方、行政側は、横浜市の担当者が現行の集積所の物流面の課題について認識していることを説明し、市で打ち出した地震防災対策強化パッケージを通じて実効性のあるものにしていく方針を示した。関運局は改善基準告示順守と緊急輸送の両立の難しさに理解を示しつつ、大雪で立ち往生してドライバーの労働時間が長くなった場合などに、その旨を日報に記載するようアドバイスした。

県公安委員会の担当者は、災害対策基本法施行令改正を受け、23年9月から緊急交通路の利用に必要な標章が事前配布可能になったことなどを伝えた。標章は昨年末までに5万7700件を交付。神ト協会員の車両は、事業者だけでなく協会として申請手続きをすることもできる。

神ト協の江藤博一総務企画委員長は「この瞬間にも首都直下地震が起こる可能性もある。物流事業者として対応できるように仕組み作りをしているが、行政も含めた協力体制を構築していくべき。お互いに顔の見える関係が重要だ」と締めくくった。

（山根藍利）